

柔道整復の施術者の方へ（重要なお知らせ）

※ この「お知らせ」は、受領委任の取扱いを行っている柔道整復師の方へ、平成22年5月末にご案内をする予定のものです。

柔道整復の施術者の方へ（重要なお知らせ）

※ 重要なお知らせです。必ずお読みになり必要な手続き等を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

お知らせの主な内容

1. 施術料金等の改定について
2. 受領委任の取扱い（協定又は契約内容の改正）について（必ず届出が必要です。）

1. 施術料金等の改定について

療養費の請求内容などが次のように変わります。

改正内容	実施時期等
(1) 請求部位数等の見直し 後療料の療養費算定にあたって、4部位目以降は3部位目の料金に含まれるものとし、3部位目は給付率を70%とする。 （給付率）・4部位目 33% → 0% ・3部位目 80% → 70%	平成22年6月1日 （6月の施術分から対象となります。）
(2) 技術料の見直し 後療料（打撲・捻挫）470円 → 500円（+30円）	平成22年6月1日 （6月の施術分から対象となります。）
(3) その他の見直し 〈算定基準関係〉 <ol style="list-style-type: none"> ① 3部位以上の請求は部位毎に負傷の原因を記載する。 ② 領収書の無料発行を義務づける。 ③ 明細書については希望する者に発行するよう義務づける（実費徴収可）。 ④ 骨折・脱臼の医師の同意に関する記載は施術録と同様に、申請書の摘要欄にも記載することとする。 ⑤ 支給申請書に施術日の記載を義務づける。 〈その他〉 <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 不正等があった場合に施術管理者だけでなく、施術所の開設者の責任についても問えるよう受領委任の取扱い関係の改正を行う。 	①～④ 平成22年9月1日 （9月の施術分から対象となります。） ⑤ 平成23年1月1日 （1月の施術分から対象となります。） ⑥ 平成22年9月1日

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・療養費の改定等について (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/index.html>)

2. 受領委任の取扱い（協定又は契約内容の改正）について（必ず届出が必要です。）

柔道整復療養費の受領委任の取扱いにつきましては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成20年9月22日厚生労働省保険局長通知）により取り扱っていただいているところですが、今般、当該療養費の適正化を図る観点から、不正等があった場合に施術管理者だけでなく、施術

所の開設者の責任についても問えるようにするなど、受領委任の取扱い内容につきまして所要の改正を行うことといたしました。

柔道整復の施術管理者の方をはじめ、開設者の方及び勤務する柔道整復師の方々におかれましては、下表及び厚生労働省ホームページをご確認の上、受領委任の取扱いの改正内容につきまして、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

また、この改正内容では受領委任の継続を行わないなど特段の申出をされない限り、当該改正内容にご同意いただけたものとして、平成22年9月1日より改正後の協定又は契約内容で取り扱うこととしております。ご同意いただける場合は、開設者の情報等について把握する必要がありますので、改正後の受領委任の取扱いの様式第2号及び様式第2号の2を施術所が所在する地方厚生（支）局又は地方厚生（支）局都府県事務所あて提出をお願いいたします。

なお、この改正内容では受領委任の継続を行わないなどの申出をされる場合は同様式第4号を施術所が所在する地方厚生（支）局又は地方厚生（支）局都府県事務所あて提出をお願いいたします。

（※ 届出先及び照会先は4頁に掲載しています。）

〈必要な届出〉

- 受領委任の取扱いの改正内容につきまして、ご同意いただける場合
→ 様式第2号、様式第2号の2を提出してください。
(平成22年8月20までに必着)
- 受領委任の取扱いの改正内容につきまして、ご同意いただけない場合
→ 様式第4号を提出してください。(平成22年8月20日までに必着)

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・療養費の改定等について

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/index.html>)

・関係通知、届出様式等がダウンロードできます。

受領委任の取扱いの主な改正内容

主 な 改 正 内 容	実施時期
(1) 施術所の開設者の責任 施術所の開設者については、受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔整師が行った保険施術及び療養費の申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項について、これらの者と同等の責任を負うものとする事としたこと。（「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日厚生労働省保険局長通知）以下（「受領委任の取扱い通知」といいます。）第1章4関係）	平成22年9月1日 (注)
(2) 受領委任の登録又は承諾の要件追加 受領委任の登録又は承諾するための開設者の要件等を新たに追加（10項目）したこと。（「受領委任の取扱い通知」第2章9関係） 例：施術管理者又は勤務柔整師が、受領委任の取扱いの中止を受けた場合、その施術所の開設者も施術管理者と同様に原則として5年を経過しないと新たに当該取扱いを認めない。等	平成22年9月1日 (注)

<p>(3) 登録又は承諾施術所の住所の変更 登録又は承諾施術所の住所が変更となった場合には、改めて「確約」及び「受領委任の届け出(申し出)」の手続きを行うこととしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第2章12関係)</p>	平成22年6月1日
<p>(4) 領収証等の交付 一部負担金を徴収する際に、領収証の無償交付を義務づけたこと。また、患者からの求めがあれば明細書の交付も行うこと。(明細書は実費徴収可。「受領委任の取扱い通知」第3章17関係)</p>	平成22年9月1日
<p>(5) 施術録の保管義務 開設者にも施術録の5年間保管義務を課したこと。(「受領委任の取扱い通知」第3章19関係)</p>	平成22年9月1日 (注)
<p>(6) 医師の同意の記載 骨折及び脱臼に対する医師の同意の記載を申請書にも記載することとしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第3章20関係)</p>	平成22年9月1日
<p>(7) 負傷原因の記載 3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第4章23関係)</p>	平成22年9月1日
<p>(8) 施術日の記載 支給申請書に施術日の記載を義務づけることとしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第4章23関係)</p>	平成23年1月1日
<p>(9) 審査委員会の報告徴収 審査委員会は、必要に応じて、施術所の開設者及勤務柔整師にも報告等を徴することができることとしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第5章27関係)</p>	平成22年9月1日 (注)
<p>(10) 指導監査 開設者等にも指導監査が行えることを明記したこと。(「受領委任の取扱い通知」第8章関係)</p>	平成22年9月1日
<p>(11) 施術所廃止後の取扱い 廃止後であっても、廃止後5年間は、開設者、施術管理者及び勤務柔整師に対して、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告する場合は、これに応じることとしたこと。(「受領委任の取扱い通知」第8章関係)</p>	平成22年9月1日 (注)

※(注)書きは、平成22年6月1日以降に新たに受領委任の取扱いに係る登録又は承諾を行う場合については、登録日又は承諾日から改正後の受領委任の取扱いを適用するものとします。

送付先及び照会先一覧(※ 施術所の所在地の都道府県事務所へ送付してください。)

名称	郵便番号	住所(送付先)	電話番号(照会先)
北海道厚生局医療課	060-0807	北海道札幌市北区北7条西2丁目15番1号 野村不動産札幌ビル	011-796-5105
東北厚生局指導監査課(宮城)	980-8426	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア 21階	022-206-5217
東北厚生局青森事務所	030-0862	青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル	017-724-9200
東北厚生局岩手事務所	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル	019-907-9070
東北厚生局秋田事務所	010-0921	秋田県秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田	018-800-7080
東北厚生局山形事務所	990-0039	山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル	023-609-0140
東北厚生局福島事務所	960-8021	福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎 4階	024-503-5030
関東信越厚生局指導監査課(埼玉)	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目1-1 朝日生命浦和ビル	048-612-7508
関東信越厚生局茨城事務所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029-277-1316
関東信越厚生局栃木事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル	028-341-2009
関東信越厚生局群馬事務所	371-0024	群馬県前橋市表町2丁目2-6 前橋第一生命ビルディング	027-896-0488
関東信越厚生局千葉事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3-8 日本生命千葉中央ビル	043-379-2716
関東信越厚生局東京事務所	163-1111	東京都新宿区西新宿6丁目22-1 新宿スクエアタワー	03-6692-5119
関東信越厚生局神奈川事務所	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6 住友生命横浜関内ビル	045-270-2053
関東信越厚生局新潟事務所	950-0088	新潟県新潟市中央区万代2丁目3-6 新潟東京海上日動ビルディング	025-364-1847
関東信越厚生局山梨事務所	400-0858	山梨県甲府市相生1丁目4-23 日本興亜鮎川ビル	055-206-0569
関東信越厚生局長野事務所	380-0836	長野県長野市大字南長野南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル	026-474-1002
東海北陸厚生局指導監査課(愛知)	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁3-12-13 中産連ビル新館	052-979-7380
東海北陸厚生局富山事務所	930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11 富山フコク生命第2ビル	076-439-6570
東海北陸厚生局石川事務所	920-0906	石川県金沢市十間町5 あいおい損保金沢ビル	076-210-5140
東海北陸厚生局岐阜事務所	500-8842	岐阜県岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル	058-269-3313
東海北陸厚生局静岡事務所	424-0825	静岡県静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎	054-355-2015
東海北陸厚生局三重事務所	514-0004	三重県津市栄町1-840 大同生命瀧澤ビル	059-213-3533
近畿厚生局指導監査課(大阪)	540-0011	大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル 8F	06-4791-7316
近畿厚生局福井事務所	910-0005	福井県福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル 2F	0776-25-5373
近畿厚生局滋賀事務所	520-0056	滋賀県大津市末広町1-1 日本生命大津ビル 4F	077-526-8114
近畿厚生局京都事務所	604-8153	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 リそな京都ビル 5F	075-256-8681
近畿厚生局兵庫事務所	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通 1-2-7 大同生命神戸ビル 8F	078-325-8925
近畿厚生局奈良事務所	630-8115	奈良県奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2F	0742-25-5520
近畿厚生局和歌山事務所	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7 三井住友海上和歌山ビル 4F	073-421-8311
中国四国厚生局指導監査課(広島)	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8209
中国四国厚生局鳥取事務所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎	0857-30-0860
中国四国厚生局島根事務所	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-61-0108
中国四国厚生局岡山事務所	700-0907	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-239-1275
中国四国厚生局山口事務所	753-0814	山口県山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル	083-902-3171
四国厚生支局指導監査課(香川)	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-851-9593
四国厚生支局徳島事務所	770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル	088-602-1386
四国厚生支局愛媛事務所	790-0005	愛媛県松山市花園町3-21 朝日生命松山南堀端ビル	089-986-3156
四国厚生支局高知事務所	780-0870	高知県高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル	088-826-3116
九州厚生局指導監査課(福岡)	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル	092-707-1125
九州厚生局佐賀事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル	0952-20-1610
九州厚生局長崎事務所	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-4201
九州厚生局熊本事務所	860-0806	熊本県熊本市花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル	096-284-8001
九州厚生局大分事務所	870-0045	大分県大分市城崎町1-3-31 富士火災大分ビル	097-535-8061
九州厚生局宮崎事務所	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西1-2-17 明治安田生命宮崎橘通ビル	0985-72-8880
九州厚生局鹿児島事務所	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル 4F	099-201-5801
九州厚生局沖縄事務所	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-2-3 パレットパーキングビル	098-951-3030